

経済のグローバル化の問題点とオルタナティブの考察

——WTOの問題を中心に

佐久間 智子

(「環境・持続社会」研究センター 貿易と持続可能な開発プログラム・コーディネーター)

1. はじめに

グローバリゼーション(以下、グローバル化)とは、文字通りに解釈すれば、地球全体に何かが広まる現象、あるいは地球全体が一体化していく過程を示す言葉である。人類の歴史は、人間活動の地理的拡大の歴史であるという意味で、グローバル化の歴史でもある。モノ・カネ・人・情報などが地球上を広く移動・伝播するというグローバル化の影響は、古くから世界中の人々の暮らしや、各地の文化・宗教・習慣・価値観・規律のあり方まで、あらゆることに変化をもたらしつつつけている。

しかし多くの論者が指摘する通り、この言葉は、1990年代半ばから多用されるようになったとき、1980年代から現在までの約20年間という時間軸における、世界の質的・量的な激変を示唆する言葉になった。この時期に、情報通信や輸送の分野の技術進歩などによって人間活動の地理的(空間的)移動や情報伝達に要する時間とコストが劇的に短縮され、グローバルな活動に従事する人口が飛躍的に増大した。80年代はまた、東側の共産主義体制が崩壊に向かうプロセスと並行して、西側では規制緩和と民営化を通じて社会基準と公共的サービスの切り崩しが始まった時期でもあり、南で起きた債務危機が国際金融を揺るがせた時期でもある。同時に、貿易・投資が急激に拡大し、金融資本が実体経済をはるかにしのぐペースで拡大し始めた時期でもあった。

グローバル化の背景を説明するためには、産業革命から現在までの150~200年間の近代化の時代を射程に入れる必要もあるだろう。なぜなら、ここ20~30年のグローバル化の非対称性¹⁾は、科学・技術面での革新が生産・流通・通信(情報)面での革新を引き起こし、世界全体、なかでも北と南の関わりを、それまでの細いパイプから非常に太いパイプにつなが替えた近代という時代に端を発しているからである。

「グローバル化」は、1996年のG8リヨン・サミットで主題とされて以来、90年代後半には市民運動家や進歩的な学者を除けば、特に先進国の社会から中立的ないしは前向きに受け止められてきた。しかし、2000年前後より、先進国の主流²⁾のメディアをはじめ、幅広い社会層において、経済のグローバル化の諸問題に対する批判的な考察が急速に広まった。その一つの契機となったのは、OECD(経済協力開発機構)で秘密裏に交渉され「企業の権利憲章」とも揶揄されたMAI(多国間投資協定)や、1997年のアジア金融危機を経て急速に拡大した「経済のグローバル化に抗議する世界規模の市民運動」³⁾であり、その象徴となった1999年のWTO(世界貿易機関)会議に対する5万人の市民抗議(「シアトルの闘い」)や、2001年のG8サミットに対するジェノバでの30万人街頭デモなどである。

そして、続く2000年に米国のITバブルが崩壊し、ニューエコノミー論の幻想が打ち砕かれたことで「経済成長神話」が再びつまずき、2002年に

エンロン、ワールドコムといった米国の新しい成長産業が癒着や市場操作などの不正を露呈して破綻した事実が、皮肉にもグローバル化を推進してきた「新自由主義」経済こそがクローニーキャピタリズム(縁故資本主義)的であった事実を露呈した。さらに、2001年の同時多発テロ以降の米国の単独主義に基づく武力行使は、「帝国主義」や「覇権」という言葉を表舞台に復活させ、また、世界で極端なまでの経済格差や不公正が生じている現状に対する不満を押さえ込もうとのアメリカの意図が、かえって幅広い層に「覇権に牛耳られた(押し付けられた)グローバル化」という構図を、これまで以上にはっきりと認識させるようになった。

2. 「北」とグローバル企業のためのグローバル化

経済のグローバル化に対する批判の根底には、過去150~200年の「近代化」が、往々にして欧米列強からそれ以外の地域に対して「一方向的」に起きたことに対する批判がある。近代化のプロセスは、その時々々の征服者に資源や食料、安い労働力や新たな市場など、さまざまな便益をもたらし、同時に、征服者の文化や宗教、価値観などを広める役割を果たした。その一方で、征服された側の人々は略奪され、また、固有の文化や自然環境に適合した伝統的な生産・生活スタイルを失ってきた。

特に、19世紀半ば以降の欧米列強による植民地支配、そして第2次大戦後に間接的な植民地的支配の手段とされた開発援助は、グローバル化の非対称性を象徴しているとして批判的とされている。80年代にIMF(国際通貨基金)や世界銀行が南に広く強制した構造調整プログラム(SAP)や、北に圧倒的に有利に作られている国際貿易・投資ルールは、この延長線に位置付けられる問題だ。

1970~80年代ごろからの経済のグローバル化に対する批判の多くが、開発援助や、国際貿易・国際投資の拡大と、金融取引の質と量の急激な変化によって、世界全体に未曾有の激変がもた

らされていることに関連している。

1980年に6,080億ドルだった途上国全体の債務残高は、2001年に2.4兆ドルにまで拡大している。1985~92年の間に被援助国が利払いや元本の返済で援助国に支払った金額の合計は、援助国から被援助国に流れた新規援助資金を2,800億ドルも上回っていた。このような資金の逆還流の実態は現在も変わっておらず、例えば2001年にサハラ以南諸国が援助国に返済として支払った金額は、これら諸国からの新規援助資金より3,600億ドルも多かった。つまり、北の国々は、開発援助という名の融資によって、より貧しい国々から金利というキャピタルゲイン(不労所得とも言える)を得ているのである。

同時に、北の国々は開発援助という間接的な支配の手段を通じて、植民地時代に南から得ていた恩恵をそのまま享受しつづけている。つまり、北の国々は援助資金によって、南の潤沢な天然資源や安価な食料を手に入れ、低賃金の労働力を活用している。そして、北で陳腐化した、あるいは需要が減った製品や技術、サービスの市場として南を開拓し、また援助国からの進出企業のために道路や発電所、上水道などのインフラを整備するなどの便宜を図ることに開発援助資金を充てることで、援助スキームを通じて援助国側の経済発展が図られている。しかし当然ながら、そのツケは南の国に債務という形でしかかっている。

80年代に債務危機に陥った南の国々は、世銀・IMFによる構造調整プログラム(SAP)の実施を義務付けられた。SAPの下、これら国々では教育・医療・福祉などの予算が削られ、貿易・投資・金融が自由化され、国営企業が民営化を求められた。ところが、輸出拡大と経済成長を促すはずの「開発」シナリオは、その逆の結果をもたらした。急激な自由化政策の影響は、1980年代に実質マイナス成長を続けた中南米諸国の「失われた十年」や、1997年にそれまでの経済成長を一気に覆された東アジアの通貨危機に端的に表れている⁴⁾。1960~80年の20年間に中南米は75%、サハラ以南アフリカ諸国は86%の成長を記録していたが、1980~98年の18年間では中南米で6%、サ

ハラ以南アフリカ諸国でマイナス6%と極端に失速しているのである (George 2002)。

一方、こうして北の経済の調整弁として世界経済に組み入れられた南の国々では、援助資金が軍事独裁や腐敗政権を増長し、開発パラダイムが推し進めた工業化や都市化が地域の住民から森林や漁場、水資源などの地域の「共有財」へのアクセスを奪い、環境破壊的でお金のかかる農業近代化が農民を先祖の土地から追い立て、低賃金労働者やスラムの住民にしてしまった。

WTOが発足する1995年ごろになると、世界の経済格差はますます広がり⁵⁾、富の集中とグローバル企業による寡占⁶⁾が進んでいたが、その利害対立の構造は、国家間の格差として認識するだけでは不十分になってくる。つまり、世界の経済の相互依存が進んだ⁷⁾ことで、南の国に進出した企業が、南の資源と市場を獲得し、北に原材料を輸出するだけでは飽き足らず、母国を含む北の国々に、いまだ高関税がかけられている食料品や最終製品の輸出を行うために、これら品目について北の貿易障壁の低減を求める、というケースが増えた。そして、それに対して北の国内に留まる圧倒的に弱小の中小企業や小規模農家、あるいは労働者や消費者が、グローバル企業からの自由化圧力や基準引き下げ圧力に対して抵抗するという構図になってきたのである。

換言すれば、SAPが南の国々を民営化や貿易・投資・金融の自由化によってグローバル企業に開放したように、グローバル企業はWTOを通じて北の国々も同様に開放させようとしているのである。北の国の内部でも当然ながら利害が対立してくる。グローバル企業と国内産業(ユーティリティ産業や中小企業)あるいは労働者との利害対立、食料商社と国内農家あるいは消費者運動との利害対立は、省庁間の対立や社会セクター間の対立を生んでいる。しかし、例えば労働問題で言えば、南の国々で最も安い労働を求めて企業が移動を繰り返している限り、国境を簡単に越えられない(グローバル化していない)セクターが、これらグローバルセクターに打ち勝つ可能性は極めて低い。農業は、ますます寡占化されていく流

通産業の求める規格品を、指定された種子と農薬・肥料を購入して栽培する「下請け産業」となり、流通がより安く農産物を提供できる農家を求めて世界中を動き回中、世界すべての国で小規模農家が激しい価格下落圧力にあえいでいる。環境、安全、人権などのための基準もまた、グローバル競争の中で低位平準化を迫られる。

グローバル企業にとって、開発援助プログラムは新たな「援助国企業のための景気対策」であり、また、「援助国企業のためのインフラ整備」に使われるべきものである。貿易協定は、グローバル企業の提供するモノやサービスのより自由で低コストの移動を可能とすることで、最も安い原料と労働力を投入して、最も高い価格で売れる市場に制約を受けることなく商品を提供するための手段である。投資協定は、グローバル企業が何の制約も受けずに投資したり、投資を引き揚げたり、越境送金を行ったり、あるいは、受け入れ国政府に保護や利潤保障、損失補填を求めたりできるようにする手段である⁸⁾。

実際、投資家はますます投資のリスクを取らなくなっており、そのリスクは国際金融機関や各国政府を通じて社会化、つまり納税者の負担とされている。資本主義の原則の一つである「貸し手責任」は不問とされ、代わりに、負担は南と北の一般市民に広く転嫁されているということである。例えば、南の国の債務危機の際IMFが救済しているのは、厳しい条件を受け入れて新規融資を受ける債務国ではなく、その国に投資してきた北の金融機関である。また、グローバル企業はよく、国内農家が補助金を受けているのは不当だと主張しているが、グローバル企業もまた、貿易保険や投資保証という形で政府や国際金融機関から多額の補助を受けているのである。

3. WTOに見るグローバル化の問題

このような経済のグローバル化を擁護・推進するために活用されているWTOは、このような問題をまさに体現している機関である。

第1に、WTOの諸協定には数々の例外が存

在しており、実際には強国や強い産業セクターが望む「自由化」と「保護措置」が並存する形になっているため、WTOの諸協定は自由市場経済という理念を実現しているというよりは、まさに「弱肉強食」を合法化、制度化する役割を果たしている。

鉱工業製品や林・水産品の輸入制限の関税化と関税引き下げ、という限定された役割を果たしてきたGATT（関税貿易一般協定）は、1995年のWTO発足とともに、先進国がその大半を占めているサービス貿易や国際投資、知的財産権（特許など）といった新分野を管轄する国際協定となった。その実態は、北のグローバル企業の求める自由化と保護（投資、知的所有権）の両立と、北の国内セクター（中小企業、農業、労働者、公共サービス等）の保護という、相矛盾する目的を達成するための相矛盾するルールの並存である。従来から途上国が要求してきた繊維・衣料や農業の分野において実質的な自由化（先進国市場の開放や保護の削減）は進んでおらず、また、米国やEUは、WTO協定によって途上国を含む他国の市場を開放させておきながら、農業輸出大国・地域全体で年間4,000億ドルにのぼる巨額の農業補助金を温存してきている。

TRIPs（貿易関連知的所有権）協定では知的所有権の「保護」が目的とされ、生物資源が豊かな南の原産の動植物種に対し、北の企業が得た特許を尊重することが国際ルールとされた。南の国々はこれをバイオ・バイラシー（遺伝子に対する海賊行為）の正当化だと非難している。2001年のドーハ閣僚会議以降のHIV治療薬を巡る議論においても、知的所有権の「保護」を理由に強制ライセンス生産された安価な薬品を、生産能力をもたない最貧国が並行輸入することを実質的に認めず、緊急な要求よりも、特許を持つ北の製薬会社の利害が優先されている⁹⁾。

2つ目の問題は、このように強国や強い産業セクターだけに利するような不均衡なルールのごり押しを続けるために、WTOにおける意思決定が不透明かつ非民主的に行われているということである。一国一票の投票制度を1960年以降一度も活用せず、「コンセンサス」を建前に、実際の決

定が15～25カ国だけを集めて行われるグリーンルーム会合（WTO事務局長が召集する会合）や非公式閣僚会合（主催国政府が召集）をはじめ、G8サミット、四極通商協議などで行われているとの批判は、召集されていない国々の政府だけでなく、マスメディアや市民運動からも噴出している。

現在146カ国¹⁰⁾が加盟するWTOにおいて、一国一票制の投票制度を活用することになれば、100カ国を優に上回る途上国が圧倒的な多数派となり、現在のよう不均衡なルールは採択できなくなる。そのため、これまで市民・NGOおよびマスメディアによってこの問題が再三指摘されてきたにもかかわらず、WTOにおいて「コンセンサス方式」を抜本的に変えることはなかなか難しいと思われる。しかしシアトル閣僚会議の失敗や、ドーハ閣僚会議以降も自由化交渉が硬直化している現状を見ると、この問題を看過して交渉をスムーズに進めることはほぼ不可能にも思える。この意思決定の改革を巡る議論の難航がWTO体制そのものを危機に陥れる可能性は高い。

逆に、意思決定の民主化が実現すれば、WTOがグローバル金融資本やグローバル企業が望むようなマクロ経済政策を実施できなくなるため、これら市場アクターは、これまで国連に対して要求してきたような資金・人員カット、時には機構そのものの廃止などの「効率化」や「機構改革」を要求してくるかもしれない。実際、彼らは、自国の経済官僚を通じて、WTOだけでなく、国連やブレトンウッズ機構、さらにはNAFTA（北米自由貿易協定）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの地域機構や、OECDなどを縦横無尽に利用し、また、相互を競わせる形で彼らにとって最良の国際政策を引き出そうとしてきている。最近、各国政府が2国間や地域内でFTA（自由貿易協定）の交渉、締結に熱心になっていることは、このような文脈からも理解することができる。

3つ目の問題は、サービスや投資、知的所有権などの新分野を通じ、それまで国境（水際）措置だけを対象としてきた自由化交渉が、WTOの発足とともに各国の国内措置に対する国際規律をつくる、という分野に切り込んできたことであ

る。電気通信分野やサービス分野においては、それまでの最恵国待遇と内国民待遇という「内外無差別原則」を超えて、国内措置の整合化、つまり最も外国企業を優遇している国の国内措置のレベルまですべてのWTO加盟国の国内措置の水準を引き上げることが標榜されるようになった(国内政策のハーモナイゼーション)。WTOルールが「不可逆的で漸進的な自由化」を原則としているため、いったん批准した政策は、政権が代わっても実質的に変更不可能であることと併せて考えれば、このことが各国内の民主的手続きに与える影響は計り知れない。

4つ目の問題は、WTO協定と国連機関および国連の諸条約との関係という点からいうと、WTO協定が法的拘束力および強制力の両面で国連の諸条約に比べて圧倒的に優位にあることである。貿易を通じた経済制裁など、経済的なディスインセンティブがあらゆるWTOルール違反に適用されること自体が、WTOルールの実効性を他の国際法のそれよりも確実なものとしている。さらに、WTOの紛争解決システムには、WTO以外の国際法や国内法に基づいて実施される経済制裁についてまで、その是非を決定し、報復措置の発動許可を通じてそれを強制する権限が実質的に与えられている。その結果、環境、人権、労働、安全などに関する国際法や国際基準が、WTOの解釈一つでねじ曲げられたり無効化される可能性が常に付きまとうようになった。

5つ目に、政策決定のグローバル化による官僚主導の強化と、格付け会社や民間基準影響力の増大による政策決定の市場化が、各国内の立法・司法の権限を相対的に低下させている問題がある。WTO交渉を担当する経済官僚が、情報公開と協議プロセスが不十分なままに行った交渉の結果について、各国の議会は、批准を検討する際、「一括受諾」というルールの下、その内容に全く修正を加えることができない。つまり、議会は官僚に国際交渉を一括委任し、それについてすべて受け入れるか、すべて拒絶するかの二者択一しか許されていないのである。このように国内における利害調整プロセスを省略した国際交渉

は、「効率的」に自由化を進めるために、不透明かつ非民主的でありつづける必然性があるということがここでも確認できる。個人の生活レベルから考えると、これまで民主主義の礎と考えられてきた一人ひとりの「選挙権」という権限が、このような政策決定の市場化、およびグローバル化とそれによる官僚主導強化によって相対的に小さくなっていると言える。

6つ目の問題は、北の国々が国内産業と国内市場を保護するために、国内の労働組合や消費者団体、環境NGOなどの主張や課題をハイジャックする、という行動に出ていることである(偽装された保護主義)。つまり、環境や労働などの理由をつけることで、国内産業の保護政策を自由市場経済の「正当な例外」として保護しつづけているのである。

4. 自由市場経済理論の問題

最後の問題として、WTOの目標は、経済発展のための貿易拡大であり、その基本理念は、貿易拡大のための貿易自由化であるということがある。前述の通り、実際のWTOルールには数々の例外規定が存在し、また、繊維製品分野のように、先進国が自由化を実態面で先延ばししているケースもあり、WTOが自由市場経済を推進していると単純には断言できない状況ではある。しかし、WTOの希求する目標として掲げられた自由市場経済そのものの問題を考察しておく必要がある。

まず、今の国際経済体制の下では、資本を含むあらゆる生産要素が国内にとどまっていたアダム・スミスの時代と違い、モノだけでなく資本(カネ)が国境を越えて瞬時に世界中を動き回る時代となっている。また、モノとカネの移動を通じて企業が国境を自由に越えていけるのに対し、ほとんどの労働者、消費者、そして各国政府自身の越境移動がままならない。つまり、グローバル企業の経営陣や一部富裕層の海外旅行者(消費者)以外のヒトの移動には依然大きな障壁が存在しており、また、各国の法規制が越境して適用さ

れることもほとんどない。したがって金融資本とグローバル企業だけが各国の資源、労働、市場、政策を自由に取捨選択できるため、移動できないもの同士の間で基準引き下げ競争が引き起こされる。つまり、世界を自由に動き回る資本が、より安い資源、より安い労働、そしてより低い社会基準や規制(労働、環境、安全基準など)を求めて動き回る結果として、各国規制が低位平準化させられ、資源や労働者が買い叩かれるという現象が起きることが十分考え得るし、輸出加工区といった形でも一部現実化している。法人税の引き下げ競争や、外国企業に対する適用除外などもその一例と言える(移動の不均衡)。

このように経済面でのグローバル化が、その実態の面および国際ルールづくりの面の両方で急激に進んでいるにもかかわらず、社会規制や税制といった公的措置は相変わらず各国任せであることが批判されている。企業活動や投資が国際化するのであれば、それを取り締まる市場規制や、民間の活動によって生じる国家間の経済格差を緩和するための税制や社会保障制度が国際レベルで整備されなければならないはずだ。しかし、そのような国際制度は、考案された段階でことごとく握り潰されてきた。環境保全や人権擁護のための国際ルールについても今のところ全く不十分であるにもかかわらず、既存の国際ルールでさえ経済成長の足を引っ張るとして敬遠され、また、前述の通りWTOルールの強制力が圧倒的に強いため、国際環境法の策定・実施はなかなか前進しておらず、存続や実効性は危機的な状況にある。また国連人権規約や基本的労働条件などのあらゆる国際社会基準が、実施のための強制力が弱いため、グローバルな市場にグローバルな社会規制を設けるといふ、バランスの取れた「真のグローバル化」が実現していない(国際法の不均衡)。

また、消費者が安全や環境に配慮しようとしても、数え切れないほどの化学物質が日々次々に生み出され、また、経済がますますグローバル化する(生産地と消費地が遠隔化する)なか、商品の原料採取から製造・輸送過程の環境および社会への影響、あるいは消費や廃棄時の安全性や環

境影響などを知ることが非常に困難となっている。株主以外に説明責任を有さない企業による情報隠しや、「企業秘密」に守られた数多くの情報の存在が、情報の不均衡性をさらに拡大している。つまり自由市場経済の前提である「消費者による合理的選択」が機能していないのである。また、それ以前に、商品の実際の有用性や利便性よりもブランドやイメージによって消費意欲が刺激され消費行動が決められている現代において、この合理的選択という考え方自体が完全的外れな概念となっている(情報の非対称性)。

同様に、投資家がいかに環境問題や社会問題への関心を高めようとも、多くの投資家にとっては経済利潤の方が優先度が高いために環境などの社会ファクターは「リスク」として理解される。したがって、顕在化する可能性が低い、あるいは特定の企業だけに責任を負わせることが困難な広域の環境破壊などが投資行動で律せられる可能性は低い。また、消費と投資による環境配慮はカネのあるものだけが参加できる行動であるため、カネをもたない人々の意向や、資源的限界・環境保全ニーズが反映されにくい(市場の民主性の限界¹¹⁾)。

さらに重要なのは、「価格」だけを唯一の指標として成り立つ自由市場経済において、価格に反映されていない、あるいは反映することが困難な「外部不経済(外部コスト)」を放置すれば、環境破壊などの矛盾が大きく噴き出してくることである。もちろん、市場経済に適切な規制・税制を網の目のように張り巡らせることで内部化できるコストもあるだろう(現在はそれも十分でなく、また先に述べたような現在の潮流に逆らって各国レベルでこのような内部化を行えたとしても、国境で輸入品から差額を徴収、輸出品には差額を還元する措置が講じられないかぎりには国産品の価格競争力が失われる)。しかし将来世代のために清浄な水源を守るコスト、土壌を劣化させないためのコストなど、簡単には貨幣価値に換算できないコストについて、その場しのぎの税制・規制を実施するだけで貿易・投資の自由化推進を正当化することになれば、そのツケは後の世代に回さ

れるだけのことである。このような外部不経済を抱えている今の経済で、その内部化を徹底することなく「競争」や「効率化」が推し進められることは、本質的に環境破壊的であり、また、公平性や安全性が看過されたり、基本的物質や基本的サービスを受ける人々の「基本的人権」が侵害されることを意味する(内部化されない外部不経済)。

つまり、労働者・消費者および国家や自治体の移動がままならないなか、カネとモノだけが世界中を自由に動き回れることと、情報不足または情報の理解困難性などによって合理的選択が行えていないこと、投資の社会的・環境的責任を明確に規定できないこと、外部経済の内部化に限界があることなどを考慮すれば、従来の「比較優位論」を前提とした自由市場経済主義が破綻していることは明らかである。資源的、環境的限界や、「公正」「平等」「人権」といった概念が重視されねばならなくなってきた現代、この比較優位説に基づいて単純に自由市場経済を標榜することは、無知で愚かな行為であるといえるだろう。

5. 市場に対する適切な規制、適切な調整の必要

しかしグローバル化を人間活動の地理的(空間的)拡大という意味で不可逆的な現象と捉えることが可能であり、また、地球環境問題や人権問題など、グローバルで取り組まねばならない現実の問題が山積していることや、帝国の単独主義を抑制するために多国間主義が必要とされていることを考慮すれば、マスメディアが、現行のグローバル化を問題視する市民運動に対して否定的な意味で使った「反グローバリゼーション」という言葉には、誤解を招きかねない含意があり注意が必要である。

また、経済のグローバル化に関する論議は、「市場経済」と「自由市場経済」、あるいは「市場経済」と「資本主義経済」を明確に区別する必要があるだろう。実際に経済のグローバル化の問題を整理すると、その大部分が市場経済システムそのものではなく、資本主義経済の本質に由来する問

題であり、また、金融資本主義に基づく大資本、大企業優先の政治・経済システムの問題である。つまり、問題の本質は、キャピタルゲインを究極の目的とする金融資本が、実体経済と公共機関をその目的のために再編していること、それが、富の極端な偏在とともに環境破壊や人権侵害、そして文化や価値観、生活習慣などの多様性の崩壊を引き起こしている問題なのである。したがって、大企業の活動の自由化(規制緩和・民営化)と、その逆の公的機関による大企業保護政策(優遇・救済・需要創出)が、すべて金融投資家の利益確保のために併用されている状態が問題とされねばならない。この経済のグローバル化の規制緩和、民営化の側面を正当化するために「自由市場経済」論が持ち出され、他方で、財政を赤字にしてまで行う大企業保護政策を正当化するために「ケインズ理論」が持ち出されるのである。さらに、金融資本にプラスの利潤・配当をもたらす目的のために、資本主義経済はその規模の絶え間ない拡大、成長を前提としており、その前提が資源的・環境的限界などから問題となっているが、「市場経済」は必ずしも経済成長を前提とするものではない、つまり中立的である、という点にも注目する必要がある。

もちろん、市場は、さまざまな根源的な問題を抱えている。最大の問題は、前述した通り、有限資源や回復不可能な環境汚染などの問題に絡んで、環境コストなどの外部不経済を貨幣価値で計算し、内部化すること自体に限界があるということである。さらに、現実に市場がグローバル化するなか、ほとんどの「グローバル化」していない消費者や労働者にとって、市場は手に負えない規模のものなのである。人々がグローバル市場への依存度を高めるということは、大規模なグローバル企業に大きな利益をもたらすが、人々の雇用から消費に至るあらゆる生活の局面が、好むと好まざるとにかかわらず、グローバル企業の決定に大きく左右されるようになるということでもある。さらに、人々がかつて食料も自給し、社会保障も地域の相互扶助で賄っていたことを考えれば、食料から水、公共サービスなどの生活の基盤

が市場で売買されること(商品化)は、人々にさまざまな制約からの自由を与えるが、同時に、カネのないものからこれらへのアクセスという基本的な人権を剥奪する可能性を秘めている。

しかし、ほとんどのオルタナティブに関する提案が、「市場経済」に一定の民主性や非排他性を見出し、環境保全や人々の基礎食料や社会保障へのアクセスを保障するという意味での基本的人権の擁護、あるいは文化や伝統の継承を妨げないなどの目的のために「適切に規制された市場経済」を求める内容となっている。つまり、現行の経済のグローバル化に対する批判は、資本主義、自由放任主義および国益という名で行われる大企業利益促進のための選択的介入政策に対する批判であって、市場そのものの批判ではない、という点も明確にしておく必要がある。したがって、オルタナティブについての議論に不可欠な要素は「市場に対する適切な規制、適切な調整」についての考察であるということになる。

実際、現存する市場規制・調整のオルタナティブに関する議論や実践は、大きく分けて3つに分類できるだろう。1つは、金融資本やグローバル企業の活動を抑制することによって市場経済の本来の民主性や環境・資源的な中立性を取り戻すための施策であり、たとえば国際通貨取引税による短期資本移動の抑制や、環境保全、人権擁護のための国際協定、グローバル企業規制などがそれに相当する。もう1つは、一部の大企業だけを対象とした優遇政策や景気刺激策などによって市場が歪められている現状を是正し、逆にその資金を基本ニーズや基礎サービスへのアクセス機会の平等化や、より公正な経済システムの構築を図るために使うという、現実に起きている公的資金の流れを逆流させる提案である。例えば重債務貧困国の債務キャンセルを求める運動や、ODAや国家予算の社会保障支出を増やす提案、あるいは、マイノリティや地域の中小企業への一定の貸し出しを金融機関に義務付けるといった措置が検討しうるだろうし、また、「腐る(マイナス利子を特性とする)」地域通貨の導入で通貨のより平等で活発な流通を図ることなどが提案され、一部実

践されている。そして3つ目に、水や食料などの基本ニーズや教育・福祉・医療などの基礎サービスは市場経済から外す、あるいは市場経済に厳重な規制・税制による制約を課すことによって、すべての人に必要最低限のアクセスを保障するというオルタナティブである。これらオルタナティブ提案を貫く大切な原則として、政策の議論から実践に至るすべての段階で、情報公開や市民参加、分権などが徹底的に追及されることが不可欠とされていることに特に留意すべきだろう。

注

- 1) 後述する移動の不均衡、情報の不均衡、自由化の不均衡、国際ルールの不均衡、民主主義の空洞化、多様性の喪失などを含意する言葉としてグローバル化の非対称性とした。
- 2) 2002年2月に発表された米國務省情報局による調査は、世界の大多数のメディアが「自由市場モデルは是正されるべきだと結論付けている」と報告している。
- 3) WTOの発足とMAI反対運動を契機に広がった貿易・投資の自由化に反対する運動、貧困国の債務キャンセルを求めた「ジュピリー2000」などの運動、反自由化を掲げる各国の労働組合や家族農家組織、欧米の若年失業者を背景とした青年の運動と南の国々の土地なし農民の連合などがシアトルに集結した。以後G8やEUサミット、FTAA(米州自由貿易圏)交渉など、不公正な自由化と非民主的な経済統合の象徴とされた国際会議に対して、数千人から数万人が直接抗議行動を展開し続けている。
- 4) 第三世界ネットワーク(マレーシアに拠点を置く国際的な南の研究者ネットワーク)のマーティン・コーは、アジア金融危機の影響を比較的被らなかったインドや中国、ベトナムなどの国々は、金融市場の自由化をしてこなかった国であるとして、金融自由化がアジア金融危機を招いたと解説している。
- 5) 国連人間開発報告書2002年版によると、所得格差は拡大しつづけており、上位1%の人々の所得は下位5%の人々の所得合計と等しく、上位5%と下位5%の所得格差は114倍にまで広がっている(UNDP 2002)。
- 6) 金融資本は実体経済の規模の数倍にまで膨れ上がっており、上位200社のグローバル企業は世界の総生産の30%近くを占めるまでとなり、上位20の大銀行が世界の金融取引の8割を占めている。上位500社のグローバル企業は製品貿易の75%、サービス貿易の80%を占めている。また、ほとんどの国で自国企業ではないグローバル企業の子会社や関連部門が経済活動全体の4分の1を占めている。
- 7) 1980年に世界全体で1.7兆ドルだった貿易額は、2000年に6.6兆ドルに達しており、1982年に570億ドルだった海外直接投資(FDI)は、2000年に1兆2,710億ドルと

20倍を超えた (UNCTAD 2001)。2001年のFDIストックの合計は6.6兆ドル (UNCTAD 2002) となっており、世界に6万5,000ほどある多国籍企業 (TNCs) の海外拠点の売り上げは19兆ドルに達し、TNCの総生産の規模は31兆ドルに達しており、世界のGDPの合計とほとんど変わらない。

- 8) しかしニュージーランドのケースを見る限り、このような各国経済の「外資化」は利潤の国内再投資率を低下させ、利潤の国外流出が経常赤字を悪化させるものである。[日経マネーデジタルオリジナルコラム (2000.7.17) より引用: 「この巨額の投資収支の赤字は、オイルショック後の不況時に膨らんだ多額の対外債務を返済するために自国の資産を外国人に次々と切り売ったことが関係している。政府は国営企業のテレコム・ニュージーランドを民営化、上場した際、株式の約半分をアメリカの通信会社に売却した。銀行は1行を除き、すべて外資の傘下にある。上場企業の株式全体の50%以上は外国人が保有している (ニュージーランド証券取引所の時価総額は現在、約480億NZドル)。外国人が大企業を所有する割合が高いことを背景に、'99年度の外国人直接投資による株式配当収入は41億NZドル、ポートフォリオ投資などの間接投資を含めると、外国人が投融資で得た収入は合計80億NZドルになった。この直接投資収入41億NZドルのうち、企業へ再投資されたのはわずか12%で、残りの88%は外国投資家に配分された。配当性向は平均70~90%といわれており、企業が稼いだ利益のほとんどが外国人を中心とした株主に支払われ、国内には資金が還流しないわけである。企業が稼げば稼ぐほど、配当支払いの形で資

金が海外へ流出してしまう構造になっている。加えて国内の貯蓄不足を補うために資金を海外から調達しなければならぬため、外国資本への依存度がより高まり、配当・利払いがさらに膨らむという悪循環に陥っている。輸出を増やして投資収支の赤字を埋めるしかないが、貿易収支が一番よかった'99年初頭でさえ黒字額は40億NZドルにも満たない。]

- 9) これまで HIV ウィルスに感染した人口は4,200万人に上り、うち2,000万人がすでに亡くなっている。感染者の95%が途上国地域に居住しており、アフリカの HIV 感染者は3,000万人に上る。
- 10) 2003年4月4日時点の加盟国数。
- 11) 政策決定の市場化の最大の問題は、この市場民主主義に参加できるのは購買力と投資力のある層だけであり、一日2ドル以下の暮らしをしている世界人口の半分は、少なくとも市場民主主義には効果的に参加できていない、ということである。

文献

- George, Susan vs. Martin Wolf, *Pour & contre la mondialisation liberale*. (=2002, 杉村昌昭訳『「徹底討論」グローバリゼーション賛成/反対』作品社。)
- UNCTAD, 2001, *World Investment Report 2001*, New York: United Nations.
- , 2002, *World Investment Report 2002*, New York: United Nations.
- UNDP, 2002, *Human Development Report 2002*, New York: United Nations Development Programme.

(さくま・ともこ)